

讀「釋師」——〈白川文字學の原點に還る〉(四)

高 島 敏 夫

「釋師」の構成と展開

今回は「釋師」を読む。複雑な構成になっていた「釋史」や「作冊考」に比べるとすっきりした構成で格段に分かりやすくなっている。

早速その構成を整理してみよう。

- 一 師の初義に関する諸家の説
- 二 卜辭・金文中の「𠄎」に従う字
- 三 「𠄎」を用いる儀禮
- 四 卜辭中の師
- 五 金文中に見える西周時代の師
- 六 春秋時代の師

『甲骨金文學論叢』所收の字源論のスタイルがここでも採られている。ここまで読み進んで来た人には抵抗なく入ることが出来るだろう。それぞれ見出しを付けておいたので、進む方向もお分かりいただける。

けるはずである。六章の構成は大略次のようになっている。

前半の三章は「師」の字形と用例とから追究する字源論である。

一では、従来の諸家の説が紹介され検討を加えた上で問題點の所在が整理される。

二では、卜辭と金文の中で「𠄎」字に従う字を全て列挙し、それらの意味を丁寧に分析する。そしてその中から、「𠄎」字形が祭肉の形を示すもので載の初文であることを導き出すのである。文中で、祭肉・胙肉・豚肉と種々の語が用いられるがみな同義である。またこの「𠄎」字形が大きな肉の塊(大脛)を示すものとし、これを更に切って小さくしたもの(小脛)を示すのが「𠄎」字形であることを導き出し、その字形を含む文字群へと検討対象を廣げていくという展開になる。胙肉の使われ方を記す『左傳』の記事を紹介しながら、それが氏族間に行われた血縁集團における共同聖餐的な意味をもつものであったことへと進んでいく。

三では、「𠄎」が儀禮に用いられるものであることが明らかになったことを踏まえて、「𠄎」を用いる儀禮を、文献・卜辭・金文へと廣

く涉獵することによって、それが軍を發するときの儀禮であるという結論へと導いていく。

以上前半の三章で字源論そのものは一段落する。後半の三章では視點を換え、「師」の具體的な様相を時代別に分析していく。殷代の卜辭(四)、西周時代の金文(五)、春秋時代の様子を伝える古代文獻(六)というように、資料を時系列に沿って時代毎に分析することによって、「師」の歴史的變遷が浮き彫りにされる。こうして、前半の字源論で析出された結論が疑問の餘地のないまでに仕上げられるのである。周到極まりない博士の論證の特徴がよく出ている論考である。以下、順を追ってたどることにする。

一 師の初義に関する諸家の説

導入部で古代文獻に見える師の職を列擧しながら、論考の進むべき方向が先ず示される。

師はもと殷周の盛職であって、官制上重要な位置を占めていたことが明かである。師の本義が師旅にあったことは、その用法から見て疑いのないことである。轉じて衆・長・師儒の義となり、また百工諸官の長をも師と稱するに及んで、その用法は甚だ廣くなった。いま殷周期の師系諸職の源流を考えるに當って、まづ師字の初形初義の考察からはじめよう。」(二〇七頁)「二五五―二五六

頁」

「師」が本来「師旅(軍隊)」の意味であり、それが「衆(多い)」「長」「師儒(學問を教える人)」となり、「百工諸官の長(長官)」へと變化していく語義變遷の歴史が述べられているのである。軍隊を意味する「師旅」という語は『周禮』に「五百人を旅と爲す」あるいは「五旅を師と爲す」などとその差異が説かれるようになるが、そのような區別は後世のことである。初義を追究する意圖をもつここでは、「師」「旅」ともに軍隊の意味があることを意識して用いられている。文中で他に「軍旅」という語が用いられることもあるが、必ずしも軍の遠征を意味するわけではなく、やはり軍隊の意味で用いられる。同語反復を避けるために言い換えられているだけのことで、博士の修辭上の特徴の一つだと思っただければよい。ともあれ「師」字の初形「自」の初義の考察に入っていく。

「師」の初形「自」に関する先人の説の代表的なものがとりあげられる。まず許慎『說文解字』から。許慎は「小自也。象形。凡自之屬皆从自。」(小自なり。象形。凡そ自の屬皆自に从ふ。)とする。「阜」部のところで「自大陸也」としていることから、許慎は土の堆積した形状を「自」「自」と考え、大きなものを「自」、小さなものを「自」と解釋していることが分かる。小さな岡や堆土に類するものである。『說文解字注』の段玉裁は許慎の説を踏襲して、『廣雅』の「自細阜也」を引用したりするにとどまる。

清末の金文學者孫詒讓は金文の知識を援用して、「自」字を金文の「𠄎」に相當すると見做してこれを山の形と考え、金文に「𠄎」の字

形があることから、これをさらに甲骨文の「𠂔」に近いと考えるにいたる。字形が比較的近いという理由から、「𠂔」が金文の「𠂔」・甲骨文の「𠂔」と同字と見る説である。甲骨文と金文の研究で有名な郭沫若も孫詒讓説を繼承して例外ではない。しかし金文と甲骨の語としての用例からみると「𠂔」も「𠂔」もそのような意味に用いられる例がない。甲骨の實例に当たると、『説文解字』が「𠂔」字とする文字は、「𠂔」「𠂔」「𠂔」「𠂔」「𠂔」「𠂔」「𠂔」のよう「𠂔」「𠂔」の形に作るか、あるいはまた「𠂔」「𠂔」「𠂔」のように「𠂔」「𠂔」に従っている。このことからして「𠂔」と「𠂔」とでは明確な差異がある。この段階で白川博士は「𠂔」すなわち「𠂔」「𠂔」の字形を階段状になっている祭事と関係があるものだという自説を記しておき、「𠂔」に關する『説文解字』の「山の石無き者なり。象形」という説への反対の意を明記しておくのである。そして「𠂔」とは別字である「𠂔」の原義が何を意味したか、「師」字の意義との関係はどこに求めるかという具體的な問題へと入って行く。

その後も中國の學者孫海波の説と日本の學者加藤常賢の説を追加するような形で批判的に紹介され、問題點の所在をより一層鮮明にされる。甲骨の「𠂔」と説文の「𠂔」とを同一同原の字だとする大前提が成り立たないとすれば、従來の説はことごとく崩れてしまうことを再確認するという趣旨であろう。

二 卜辭・金文中の𠂔に従う字

前節を受けて、「𠂔」字形が小阜（小さな岡）であるのかどうかの見

極めに入る。甲骨文と金文の「𠂔」字形を含む全ての文字を検討することによって、「𠂔」がいかなるものであるかを考察するのである。



それぞれの文字（語）としての用例を掲げてその意味用法を分析するという實證的な手法で進められる。具體的には本文を見ていただくことにして、分析の結果が記された箇所を引用しておく。

以上、𠂔に従うもの十五字をあげたが、いまこれらの字形を考えると、一も側山の象、もしくはその意を以て解きうるものがない。①②⑨⑭の例を以ていえば、みな手に執りうるものであることが知られ、②では𠂔すなわち器中に入れうるものである。また③⑤の例を以ていえばこれを器中に收め、または包裹することができるし、⑩⑪においては𠂔の上に實かされている。④は草間におくに象り、⑥は家中におくに象る。これによっていえば、卜文の𠂔は側山の象にあらず、また側山の意に従うものでないことが明かである。従って、卜文の𠂔を釋するに説文の𠂔をあてること自體が、まづ問題であることが知られよう。（二一五～二一六頁）

【二六八頁】

「𠄎」の大きさは手に執りうるもの、器中に入れうるもの、包めるもの、草間に置けるもの、家中に置けるもの、ということである。このことから「𠄎」が『説文解字』のいう「小阜」とは全く異なるものだという解釋が疑問の餘地のないものになった。では「𠄎」は何の形であろうか？ 博士はこの後、『説文解字』、『詩經』〈魯頌〉「閟宮」、『儀禮』〈士虞禮〉、『禮記』〈曲禮〉の記述に基づき「𠄎は祭肉の形であって、載の初文であろう」「そして𠄎は、大肉鬻の形に象っている。」(二一六頁)と結論される。その根拠となった記述を引用しておこう。

① 載、大鬻也。从肉𠄎聲。(載、大鬻也。肉に从ひ𠄎の聲なり。)(『説文解字』四下・肉部)

② 享以騂犧、是饗是宜、……白牡騂剛、犧尊將將、毛俎載羹、籩豆大房、萬舞洋洋

(享するに騂犧を以てす、是れ饗し是れ宜す、……白牡騂剛、犧尊將將たり、毛俎載羹、籩豆大房、萬舞洋洋たり) (『詩經』〈魯頌〉「閟宮」)

③ 載四豆 (『儀禮』〈士虞禮〉)

④ 左設右載 (殺を左にし載を右にす) (『禮記』〈曲禮上〉)

① によって「純肉(骨の付かない肉)の切片」であること、② によって「祖祭に載を用いること」、③ によって相當大きな肉であること、④ によって儀禮の場では雜肉(骨付きの肉)である殺を左に置き、純肉である載を右に置いていたことが分かる。載は祖祭の時に供える大きな純肉のことであった。また大鬻(𠄎)があるのだから小鬻もある

のが道理で、小鬻は「𠄎」で示す。「𠄎」は祭(𠄎)・多(多)・宜(宜)などに見えるのであるが、これらについては後ほど改めて言及される。こうして載(𠄎)の實體が次第に明らかになってくるが、次にそれがどのような時に、どのような場面で用いられていたかを知るための文献資料に当たられる。

𠄎が大鬻ならば「𠄎は肉を両手を以て執る象であると解せられる。この字が遣の初文であると考えられることから推していえば、遣とは、肉を捧げて使用することを示すものであろう。この肉は、あるいは胙肉であろう。(二一七頁)と進んでいく。「胙肉」とは「胙は祭の福肉なり」(『説文解字』四下・肉部)とあるように祭りの時に供える肉のことである。これで「載」が「胙」と呼ばれることもあったことが分かる。そして「王が親信の意を諸侯に示すに當って、その祭廟の肉を頒つという習慣があった。」(二一七頁)として、『左傳』に記されたところの、春秋の覇者となった齊の桓公と晉の文公とが周王から胙肉を賜った記事に言及される。かくて「𠄎」すなわち「遣」が胙肉を分つ使者を派遣する意味であることも分り、「𠄎」が載であり胙であることの傍證となる。これにより「𠄎」に従う前掲①〜④の文字の意味も説くことができるようになるのである。この後、王國維の觀念的な文字觀を批判する一節も続くが、省略に従い先に進むことにしよう。次は「𠄎」すなわち「師」が軍旅の意に用いられるのは何故であろうかという問題に進む。

三 ㇿを用いる儀禮

ここでは「ㇿ」つまり載（胙肉）を用いる儀禮の様相を、文献資料と卜辭の用例を見ながら具體的に描き出される。ㇿ・多・畀もみな載の形であるから、關連的に見ていくことになる。

先ず「天子・諸侯が國都の外に出る時に天地祖廟を祀ってそれから出發したこと」（二三四頁）を示す儀禮が挙げられる。

① 大師、宜于社、造于祖、設軍社、類上帝。〔周禮・春官大祝〕

（大師には、社に宜し、祖に造し、軍社を設け、上帝に類す。）

② 天子將出、類乎上帝、宜乎社、造乎禰、諸侯將出、宜乎社、造乎禰。〔禮記・王制〕

（天子將に出でんとするときは、上帝に類し、社に宜し、禰に造す。諸侯將に出でんとするときは、社に宜し、禰に造す。）

③ 天子將出征、類乎上帝、宜乎社、造乎禰、禡於所征之地、受命於祖、受成於學。出征執有罪、反釋奠于學、以訊誠告。〔禮記・王制〕

（天子將に出でて征せんとするときは、上帝に類し、社に宜し、禰に造し、征く所の地に禡し、命を祖に受け、成を學に受く。出でて征し、有罪を執らふるときは、反りて學に釋奠し、訊誠を以て告ぐ。）

④ 國有大故天災、彌祀社稷禱祠。大師、宜于社、造于祖、設軍社、類上帝。〔周禮・春官大祝〕

（國に大故天災有るときは、彌く社稷に祀りて禱祠す。大師は、社に宜

し、祖に造し、軍社を設け、上帝に類す。）

⑤ 商罪貫盈。天命誅之。予弗順天、厥罪惟鈞。予小子夙夜祇懼、受命文考、類于上帝、宜于冢土、以爾有衆、底天之罰。〔尚書・泰誓上〕

（商の罪、貫盈す。天命じて之を誅せしむ。予天に順はざれば、厥の罪惟れ鈞し。予小子夙夜祇懼れ、命を文考に受け、上帝に類し、冢土に宜し、爾有衆を以て、天の罰を底さん。）

⑥ 乃立冢土。戎醜攸行。起大事、動大衆、必先有事乎社。而後出。謂之宜。〔爾雅・釋天〕

（乃ち冢土を立つ。戎醜の行く攸。大事を起し、大衆を動かすときは、必ず先ず社に事有り、而る後に出づ。之を宜と謂ふ。）

⑧ 封人。掌設王之社壇。爲畿封而樹之。凡封國、設其社稷之壇、封其四疆。造都邑之封域者、亦如之。令社稷之職。凡祭祀、飾其牛牲。設其楅衡、置其綯、共其水槁、歌舞牲及毛炮之豚。凡喪紀・賓客・軍旅・大盟、則飾其牛牲。〔周禮地官封人〕

（封人。詔王之社壇を設ぐることを掌る。畿封を爲して之に樹ふ。凡そ國に封するに、其の社稷の壇を設け、其の四疆を封す。都邑の封域を造る者も、亦之の如くす。社稷の職を令す。凡そ祭祀には、其の牛牲を飾む。其の楅衡を設け、其の綯を置き、其の水槁を共し、性及び毛炮の豚を歌舞す。凡そ喪紀・賓客・軍旅・大盟には、則ち其の牛牲を飾む。）

これらの例から読みとれることは、天子・諸侯・大師が出征する際

には、上帝や社や禰にて祭祀を行なった上で出發するという点である。天子・諸侯を問わず共通しているのは「社に宜す」という点である。⑤や⑥によって、社を家土ともいったことが分かる。また⑧によって、そこで祭祀を行なう際に牛の犠牲を用いることがあったらしいことと、そしてそのような祭祀を「宜」といったらしいことが推測できるのである。「宜」は卜辭では「𠄎」と書かれるので、次に卜辭中の「宜」(宜)がどのようなものであるかを分析し、その初義を考察する過程へと進む。

原文では卜辭の用例が多数掲げられているが、ここでは代表的なものにしぼっておく。

- ①貞、王其𠄎文(武丁)(貞ふ、王は其れ文(武丁に宜さんか))
- ②甲子卜行貞、其𠄎于庚、□(甲子卜して行貞ふ、其れ庚に宜せんか、□)
- ③貞、寔于土一牛、𠄎羊(貞ふ、社に一牛を寔き、羊を宜さんか)
- ④……年于河、寔三辛、卯三牛……、(年を河に……、三辛を寔き、三牛を卯き……)
- ⑤癸卯、𠄎于養羌三人、卯十牛、右(癸卯、養に羌三人を宜し、十牛を卯かんか、右)

以上の卜辭の用例によれば、「𠄎」が犠牲を用いる方法であったことが分かる。その点では、先ほど文献の例から推測したことと一致している。用いられる犠牲には牛・大牛・大羊・牛・羊の他「羌三人」

などというのも見え、異族を犠牲に用いることもあったことが分かる。犠牲を用いる方法には他に「又」「沈」なども見え、その方法に區別があったと考えられるとして、それぞれの具體的な方法にも言及しながら、「𠄎」の方法を具體的に描き出していくという緻密な考證が展開される。詳細は省略に従い結論を左に整理しておく。

寔……牲體を柴上に加えて燔く。

卯……「劉」字が「卯」に従うことから見て、劉殺つまり殺すの意。

又(侑)……侑薦の意。

沈……牛を河に沈める。

𠄎……牲肉を俎上に載せる字形で、神に食せしめる意。

ついで、「𠄎」字を「俎」字と釋する孫詒讓と郭沫若の説の成り立たないことに言及しながら、金文における「宜」も卜辭と同じように神々への薦食の意に用いられることを具體例を挙げながら述べられる。このことによって、殷代から西周時代にかけて「𠄎」(宜)の意味が基本的に變らなかつたことが示されるのである。博士の考察はこの邊から關連事項や關連文字にも言及しながら進められる詳密なものになっていく。その考察過程を通じて「𠄎」字に含まれる「𠄎」字形が豚肉であることを多方面から證するという手法が採られるのである。紙幅の都合もあってその一々について具體的に見る餘裕がないので博士の要約的な箇所を引用しておいて先に進むことにする。

會は宜の初文で、卜辭・金文及び經典の例ではみな肉を侑薦する意であり、これを祖廟に用い、また主人にも饋っている。しかしこの禮は、特に出征に際して社において盛大に行われ、從軍のものには賑が遣られた。會は且すなわち俎中に肉を加えた字であるが、その肉は大鬩の肉であり、すなわちゞである。且中の多はゞを兩截した形に象っている。

かくて宜の禮を行なったのち、ゞすなわち截を報じて軍征に從うものは、神の威靈の宿る象徴であるゞを奉ずるものという意味で、そのままゞすなわち師とよばれた。師の音は截と同じく、その字形は會社の肉の形をとる。従ってゞの原義は會社の截肉であり、轉じて截すなわち賑を受けて軍旅に從う師衆を意味するに至ったのである。(二三二頁)「二八七〜二八八頁」

以上で、「會」「ゞ」「多」の関係が明らかになったが、考察はこれで終らない。「ゞ」字形を含む字の字形と用例とを分析考察しながら、「ゞ」が賑肉であることを更に檢證する過程に入っていくのである。以下、考察される文字あるいは語は「會」「ゞ某」「某ゞ」「ゞ」「𠄎」「𠄎」。「來歸」である。ここは結論的な内容を整理しておいて先へ進むことにする。

〔會(官)・ゞ某・某ゞ・ゞ・ゞ〕

會はゞが屋中に在る形。屋中にゞを執る會のような文字もある。

「官」は官府の意だがその初義はおそらくゞを管司するところで、軍

務をとる所の意と思われる。軍が進發する時に賑肉を受けて發し、軍の駐屯する際にはゞをおいてその駐屯地に置いた。それでそのような軍事據點をもゞと稱した。卜辭には「ゞ某」「某ゞ」と稱する例が四十數例ある。「ゞ某(師某)」とは官名をもつ軍將の名を示すものであるが、「某ゞ(某師)」は族名・地名の某の下に「ゞ」を付けたもので、某の軍の意である。「在ゞ某」とは、某族・某地の軍事據點、あるいは軍の駐屯地をいうものである。「ゞ(師)」の駐屯する所を示すのにゞ・ゞ字形で表わすものがある。これらはゞを壘(堆土)の上安置する形である。軍行に賑(牲肉)を奉じてゆき、駐屯する際にこれを壘上においたものと思われる。「𠄎」の場合、ゞの傍に封土を造りその上に木を樹てている形(神位)である。このようにして關連字を卜辭の用例と字形から考えると、「ゞ」が賑肉であると考えのが適切であることが一層はつきりしてくる。

〔師が歸還する時の「𠄎(歸)」の禮と「來歸」〕

師が出立する時に「社に宜する」という儀禮を行なったが、歸還する時にも「𠄎(歸)」の儀禮がある。そのことを文献資料と卜辭を用いて述べられる。先ず文献に見える歸還の儀禮を見る。

①及軍歸獻于社、則前祝。大會同、造于廟、宜于社、過大山川則用事焉、反行舍奠。(周禮・春官大祝)

(軍の歸るに及び社に獻ずるときは、則ち前みて祝す。大いに會同し、廟に造し、社に宜し、大山川を過ぎるときは則ち用て事_まる。行を

反すときは舍奠す。)

②若師有功、則左執律、右秉鉞、以先、愷樂獻于社、若師不功、則厭而奉主車、王弔勞士庶子、則相。

(若し師に功有るときは、則ち左に律を執り、右に鉞を乗り、以て先たち、愷樂して社に獻ず。若し師に功あらざるときは、則ち厭して主車を奉ず。王士庶子を弔勞するときは、則ち相く。)[周禮・夏官大司馬]

③出征執有罪、反釋奠于學、以訊馘告。[禮記・王制]

(出でて征し、有罪を執ふるときは、反りて學に釋奠し、訊馘を以て告ぐ。)

④丁未、祀于周廟、……、庚戌柴望。[尚書武成]

(丁未、周廟に祀り、……、庚戌柴望す。)

⑤歸假于祖禰、用特。[歸りて祖禰に假り、特を用ふ。][禮記・王制]

⑥歸格于藝祖、用特。[歸りて藝祖に格り、特を用ふ。][尚書・堯典]

軍の歸還の際には祖廟にいたって告げる禮が行なわれるが、獻社・釋奠・訊獲といった禮が行なわれる。「造于廟」「宜于社」とあるから進發の時と同じように(豚肉)を獻ずる儀禮が行なわれ社主が返還されるのである。なお、③に見える訊獲とは『詩經』に「執訊獲醜」「在泮獻馘」のように見えるものと同じで、有罪(敵)の首級を獻ずるものである。⑤⑥に見える「特」とは牡牛のことで、「用」は元來犠牲を用いる意味に用いる語でその原義に用いているのである。

以上は周以後の禮を伝える文獻の記載ではあるが、卜辭にも「歸」の禮が見え、古くからの儀禮を傳えたものと思われる。

①貞、令宮侯歸 五月(貞ふ、宮侯に令して歸らしめんか)

②貞、翌辛卯王勿歸(貞ふ、翌辛卯王歸ること勿らんか)

以下、『詩經』に見える來歸のこと、舍奠が學において行なわれること、そしてその際に牲肉が用いられることにも言及した後、卜辭に見える學とはいかなるものかという問題に入っていく。ここで敢て「學」のことにまで言及されるのは、「師」との關係が深いからである。




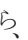





卜辭における「學」の性質は明らかではないが、西周中期頃の〈靜設〉という青銅器の銘文に「學宮」の名が見え、そこでは射を學ぶことが行なわれている。

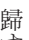
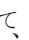
佳六月初吉、王才葦京。丁卯、王令靜嗣射學宮。小子采服采小臣采夷僕學射。隼八月初吉庚寅。王曰吳・呂・呂、御斐盞自邦君、射于大池。靜學無異。王易靜鞞。靜敢拜頤首、對揚天子不顯休、用乍文母外姑隣設。子々孫々其萬年用。
(佳六月初吉。王葦京に在り。丁卯、王靜に令して射を學宮に嗣らしむ。小子と服と小臣と夷僕と射を學ぶ。ここに八月初吉庚寅、王吳垂・呂劉を以て、斐盞の師邦君と鞞し、大池に射る。靜學へて昇ること無し。王靜に鞞刻を賜ふ。靜敢て拜して稽首し、天子の不顯なる休に對揚し、用て文母外姑の隣設を作る。子々孫々其れ萬年まで用ひよ。)

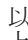
〈靜設〉の他に〈令鼎〉にも學のことが記され、やはり射を學ぶ場




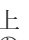
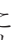
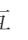


であったことが記されるが、その後卜辭の中からもこのような例を掲げられる。こうして學が古くからそのような性格をもった機關であったことが示されるのである。

ここでこの節のまとめを引用しておくことにする。

古代においては、軍を起すに當っては、上帝に類し、社に宜し、禰に告げ、征するところを禡し、成を學に受けて出發した。社祭の宜は、卜辭金文ではに作るもので、牲肉を俎に載せて侑薦する義である。かくてその牲肉は軍の將士に頒たれるが、これを賑と稱した。戎に受賑ありとはその意である。は牲肉の大鬮を示す字で、のあるところ、即ち軍旅のあるところであるから、軍を稱ぶにを以てした。軍の止るや、を封土の上に實くのでこれをといい、その場所には封土して木を樹てるところから、後にはその字をに作っている。を官嗣するものはこれをと稱した。

軍終つて歸るや、また祖禰にいたり、社に獻じ、學に釋奠し、柴望する。みな軍を發するときの禮に報いるものである。軍の來歸するをというのは、すなわち寢廟に胙を供するからであつて、後世の振旅飲至の禮にあたるものであろう。學に釋奠を行うのは、學は武事を講習するところであつて、そこに武神を祀るからである。武神はあるいは卜辭に見える學戊であらう。禮記文王世子にいう先師とは、また武祖の謂いに外ならない。

以上において、私はが蔽すなわち大鬮の形にして、出師のと

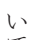
き社から受ける賑を意味するところから、轉じて師旅の意となつたことを論じ、・・・の諸字がみな軍旅もしくは軍禮と關係のあることを論じた。を說文自の說解に牽合して小阜の側形と解して以來、の初義を識ることができなかったが、を以てのように解するならば、系の諸字の字形は盡くその解をうることとなつて、一も凝滞するものがない。かつその字形は軍禮と互いに發明するところがあつて、古禮をうかがうべき點も少しとしない。そこで次には、當時における師旅のありかた、師系諸職の起るところについて、若干の考察を進めてみたいと思う。

(二四二〜二四三頁)「三〇三頁」

「釋師」の展開の仕方について」

以上で「師」の字源論そのものは一段落した。これが前半である。後半は視點を切り換えて、「師」の具體的な様相について、殷代(四)・西周時代(五)・春秋時代以降(六)のように時代別に分析される。こうして「師」の歴史的變遷が描き出されていくのである。

四 卜辭中の師

卜辭は王室を中心とした王や王室の構成員の、行動やその安否について占うものである。師旅は (師) とよばれていたが、その行動の安否はつねに貞卜の対象となつた。以下、師の行動に關する占いを見てみる。

①丙午卜敵貞、勿乎レ往見中カ

(丙午卜して敵貞ふ、レを呼びて往見すること勿きか。レに出せんか)

②癸巳卜□貞、令レ涉東

(癸巳卜して□貞ふ、レに令して東に涉らんか)

③申レ令从由(申れレに由に従はしめんか)

④貞、レ其隻羌(貞ふ、レ其れ羌を獲らんか)

⑤貞、レ不其隻羌(貞ふ、レ其れ羌を獲ざらんか)

①・②はそれぞれ師に行動を命じたもの、③は師に由の軍に従うことを命じたもの、④・⑤は羌族を捕獲する目的をもって動員されたものである。師に對する王室の關心は極めて深く、その行動中には晴雨についても卜問した。以下、卜問の對象となつた事項を列挙しておくことにする。

・歷……軍にとって最も危険な夜間のことを占われたもの。軍が不安に陥れられるか否かである。

・卜夕……「夕」とは今でいう夜のことであるが、軍旅の行動中は毎晩占われた。

・王師……王室直屬の軍の卜問。「王乍(作)三レ、右中左」と見え、三軍編成であつたようだ。

・立中……中軍の帥を任命することであるから、王師が三軍の編成であつたことが殆ど疑いない。

王師の他に諸侯雄族にも師旅があつたことは、前節で「某レ」と「某」が擧げられていたので讀者も豫想されていたであらう。原文の「釋師」では丹念に卜辭の例文を擧げているが、ここではその名稱だけ列擧するにとどめておき、その中の出現頻度の高い「師般」と「師好」に焦點を當てるという方法を探ることにする。

師侯レ・師般・師母・師好・師貯・師鬲・師戈・師辟

師般のほかには特に目立つものがないとのことであるが、博士はそれを「軍事權が直接王に屬していた」からだとして次のような考察を示されている。

軍事權が王の大權として直接王に屬しており、王が事故あるときは王子たる多子がこれに代り、あるいは王室の婦たる多帯の出自氏族、その他王族と關係のある雄族が、その行動地域の關係から便宜に隨つて隨時出動を命ぜられるという態勢にあつて、王直屬の三師が必ずしも軍事力のすべてではなく、またその師長が王の任免を受ける親衛隊的なものであり、従つて十分の權力をもつものでなかつたことを意味するものであらう。軍事力は完全に王の支配下にあつたものと考えられる。(二三四頁)「三一六頁」

師般については、その本貫が河内の附近にあること。そして河内附近の雄族から出て、王師の師長となつたものと推測される。

師好は、おそらく帚（婦）好と同一の氏族と思われる。婦好とは殷王朝の大墓の中で盗掘を受けなかった珍しい墓の墓主として有名な武丁妃のことである。師好の名でも見えるが、婦好の名で軍事に關する卜辭がかなりある。

・甲申卜 般貞、乎帚好、先共人于龐

（甲申卜して般貞ふ、婦好を呼んで、先ず人を龐に供せしめんか。）

・貞、王勿乎帚好往伐土方

（貞ふ、王婦好を呼んで往き土方を伐たしむることなからんか。）

・辛巳卜 貞、登帚好三千、弄旅一萬、乎伐羌

（辛巳卜して貞ふ、婦好の三千を徴し旅一萬を徴して、羌を呼伐せしめんか。）

・乙酉卜 牽貞、乎帚好先共人于龐

（乙酉卜して牽貞ふ、婦好を呼んで先ず人を龐に供せしめんか。）

・乙丑卜 賓貞、王宙帚好令正戸

（乙丑卜して賓貞ふ、王宙れ婦好をして夷を征せしめんか）

・貞、王令帚好、从侯告伐……〔以下略〕

（貞ふ、王婦好に令して、侯告を従へて……伐たしめんか）

「帚好は東北西三面に行動してその範圍頗る廣く、また自軍から三千の兵を動かしうる雄族で、勢威甚だ大なるものがあつたらしい」（二五六頁）とされていて、あたかも婦人將軍であるかのように思われるのであるが、「師好」という名が見えることからすると、ある

いはその出身氏族の師旅であるかも知れない。「師」の「師」も多く見えていて族名であることが分かる。軍を組織する相當な雄族であつたようである。

「師某」と稱するものについて最後にまとめられているので引用しておく。

師般・師好・師貯・師鬲の例を以ていえば、師某と稱するものは當時の雄族の中から擇ばれて、王師の師長たる職についたものと思われ、當時すでに専門の武將があつたことが知られる。すでに三師をつくり、しばしば元帥を謀ることも行われているわけであるから、師某と稱するものは、三師の長、あるいは元帥をさしたるものかも知れない。ともかくも、殷代には王の直屬軍に三師があり、その師長を師と稱んでいたことは疑いのない事實である。

（二五七頁）〔三三〇頁〕

五 金文中に見える西周時代の師

殷王朝が西周によって滅ぼされ、新しい時代に入る。いわゆる殷周革命によって社會が大きく轉換する時期でもあるのだが、しかし「釋史」や「作册考」でも書かれていたように西周金文に見える官職名には殷以來の名稱が數多くあり、連續性を感じさせるものがある。「師」の場合もそのような要素が強い。ただ、名稱に連續性があつても、その内容には變化が見られる。その點で「釋史」で分析考察された史關

係の諸官の場合と同様に「師」関係についても注意深く分析されねばならないのである。

殷が滅んだ後その残存する軍事力の大部分を洛陽の成周に集めた。これが成周の殷の八師と呼ばれるものである。これはまた「成師」「成周八師」と稱ばれることもあった。この節では先ず、〈小臣諫殷〉から〈毛公鼎〉までの西周時代の青銅器一二器の銘文を對象にして、「師」という軍や「師某父」と呼ばれる將軍たちの事績を追跡しながら、殷代に起源をもつ師氏・大師・小子・師某などの身分的呼稱が、西周時代に入っても繼承されている様子が分析考察される。ここではその要約的な部分を引用しておこう。

西周の統治組織が完成し、その軍制が整うに至った中期・後期においても、殷系に屬する東方諸族の軍事的義務が解除されたわけではない。むしろ殷以來の庶殷とその軍事力に對する周側の規制は一層強化され、その組織が周の統治に適するように一段と改變されていったことは、當然豫想されることである。そして殷系の軍事組織と、周自體のそれとが、周の新しい統治組織の中で、大體一様化されるという傾向をとっていったと考えられる。

一般に、西周期金文においては、中期以後になると殷系ではなく、殷系と周系、東方系と西方系との諸要素の融合混淆を示す現象として理解しなければならぬ。このことは、たとえば史系諸職・作册系諸職が本來は殷以來の官制であって、周初においてもこれらの諸職は多く殷人によって占められていたのであるが、中期以後

後になると、次第に殷系の諸表徴を失っていくという事實からも知られることである。そしてこの傾向は、本稿の師系諸職においてもまた見ることができるのである。そこで、西周中期以後に見える師某のうち、まず殷系と思われるものをあげて、次に他の問題に及んでゆきたい。(二七二頁)「三七頁」

引用文の末尾に記されているように、この後西周中期以後の青銅器である〈師旂鼎〉〈師虎殷〉〈師西殷〉〈師毀殷〉〈師農鼎〉〈師餘殷〉〈師詢殷〉七器の銘文に解釋が加えられるわけである。それらの銘文は、中期以降に現われる、いわゆる官職車服册命形式金文〔短く册命形式金文と呼ぶことが多い〕と呼ばれる一群のものである。册命形式金文というのは、周王から官職に任命されたことを記録したかなり定型的な銘文である。おそらく任命式の次第が定型化していることを反映するものである。「釋史」では「史某」に焦點を當てて考察されていたが、この「釋師」では「師某」に焦點が當てられる。ここではその様子を具體的に知っていたために、比較的分かりやすい〈師餘殷〉を引用しておく。

佳三年三月初吉甲戌、王在周師象宮。且王格大室卽位。〔中略〕王呼作册内史、册命師餘、〔中略〕餘拜頤首、天子萬年眉壽黃考、峻在位、餘其蔑曆、日賜魯休。〔下略〕

(佳三年三月初吉甲戌、王周の師象の宮に在り。且に王大室に格りて位に卽く。〔中略〕王作册内史を呼びて、師餘に册命せしむ。〔中略〕

餘拜して稽首す。天子萬年眉壽黃耆にして、峻く位に在らんことを。
餘其れ蔑曆せられ、日に魯休を賜ふ。〔下略〕

以上、西周時代における師の動向を見てきたが、最大のポイントは、西周時代の「師」は、名稱や性格は殷代以来のものを繼承していたが、中期以降それが西周王朝の官職の中に組み込まれていったという点である。それが春秋時代になると職としての性格に大きく變化が見られるが、そこにはいかなる背景があるかというふうに進められるのである。

六 春秋時代の師

春秋時代以後の「師」については文献資料をもとにして考察することになる。前半にも関係文献がかなり引用されていたが、ここでは「師」の原義を考える材料に用いられていた。しかしこの節では春秋時代の「師」の様相を示す資料として用いられる。ここに博士の鋭い洞察が顔を見せることになるのだ。例えば、『周禮』春官大祝の「大師、宜于社、造于祖、設軍社、類上帝。」（大師には、社に宜し、祖に造し、軍社を設け、上帝に類す。）は、「宜」という祭祀が、殷代において軍が進發する前に豚肉を祖廟に供える祭祀であることを今に傳える資料の一つとして用いられていた。しかし春秋時代以降の「大師」は音楽と六詩（詩の六義）を教える樂官となっている。軍としての師、宜という軍禮祭祀、樂詩を教える大師。この一見別々の事柄に見えるものを、博士は歴史的變遷の中に位置付けるといふ作業を粘り強い考察を通じて

て行なうのである。祭祀には古來傳承されてきた形式がそのまま残っているのに對して、官職の職事は歴史的に變容していくという、今まで見逃されていた現象を博士は析出するわけである。博士はこの作業を、殷代と春秋時代との中間に介在する西周時代金文に見える「師」の位相を描き出すことによって、その變容の過程を跡づける。

この節は、春秋時代の「師」に焦點を當てているが、西周時代以降變容していく過程を描き出すのが主たるモチーフであるから、西周時代の金文にも再度言及される。やや複雑な展開になるが、これはより説得力のある論證に仕上げるためにはどうしても必要な手續きである。あらかじめこのことをお伝えしておいて先に進むことにする。

『周禮』の記述にしたがって「大師」「小師」「師氏」三職の職事を理解するところから始まる。『周禮』は成書時期がさほど古くないと考えられるため、どこまで古い情報を傳えているかに疑問があるが、金文や『詩經』『尚書』と比較しながら判断するほかはないという態度で進められる。「大師」の地位はあまり高くなく音楽と六詩を教える官であり、「小師」の職はもっぱら音楽のみに限定されている。「師氏」は王を補佐したり、國子・國子弟に教えたり、また王を護衛したりしている。

ここで注目されているのは、軍事的な職掌であった「師」が音楽や詩を教えるようになっていた点である。廣い意味での教官であるが、この点については後ほど「學」との関係を考察する中でも言及される。そしてこのような變化がいつ頃から見られるかを見極めるために、再度西周時代の金文に目を向け、「師某」の動向について時期を意識し

ながら詳細に分析される。ここでは結論的な部分だけ引用しておく。

金文・詩にいう大師・師氏は古くはもとみな武將であり、軍政の擔當者であるのに、春秋以後、大師は全く樂官となり、師某と稱するものも殆んど伶人である。ここに師承諸職の變遷を見るべき重要な問題がある。(二八九頁)「三五六頁」

ついで師某の變容しはじめる時期を西周時代の金文の分析によって次のように西周時代後期と結論される。

以上を通觀すると、ほぼ夷・厲二王〔西周時代後期〕を境として、そのころから前には軍事・行政を擔當するもの多く、それより以後には徳教・音樂に關するものがあらわれている。そして軍事と行政とは、大體相並んで行われており、師の職掌が古くはこの二事にあつたことを知りうる。徳教・音樂のことは西周後期に至って見られることであり、それはやがて春秋期における師職の最も普通な職掌となつた。(二九一頁)「三五九頁」

金文資料からその轉機が西周後期(夷・厲二王)にあつたということが明らかになつた。この後春秋期で最も著名な「師」職の一人である師曠の事績を紹介しながら、その職掌が「軍旅・徳教・音樂」と關係のあることが指摘される。こうして「師」の初義と變遷の考察が一通り完了する。最後はそれをまとめ直す記述に入るのであるが、長い原文を引用するわけには行かないので、大膽に端折る形であるが要點

だけ記して結ぶことにしたい。

「師」は古くは、「氏族社會において平時には行政徳教を掌り、武事あるときには師旅の長として出征する長老であり、指導者であつたと考えられる」(二九四頁)。若い氏族員の教育機關としての學(メンズハウス)の指導には氏族の長老たるものが當たつていた。そのような「學」の機能を説いたものに『禮記』「文王世子篇」がある。殷代の卜辭にも貴游の子弟を國都に集めて教習を行なう例が見えているが、このことをも勘案すれば、「學は射を中心とする教習の場所であり、またあわせて社會的儀禮を行う場所でも」(二九五頁)あつたことがうかがえ、『周禮』の記述にも通じてくる。古い文獻に「養老」という語が見える。「養老とは、現役を退隱して専ら學政に就くことをいうのであるが、その主要な教科は舞樂と唱詩とであつた。従つて師長はそのまま樂師となつた」(二九七頁)のである。